令和6年度海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタ ノール燃料システム等の導入支援事業)公募要領

令和6年3月 環境省地球環境局 水·大気環境局 国土交通省海事局

環境省及び国土交通省は、地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、近年モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からの更なるCO2排出削減に向けたLNG・メタノール燃料システム及び省CO2技術を組合せた先進的なシステム等を普及促進することによる脱炭素化の実現を目指します。

LNG・メタノール燃料システム等導入支援事業の実施に当たっては、下記の要領により、令和6年度開始事業を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

- 1. LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業の目的と性格
- 2. 補助対象事業、実施期間、実施体制等
- 3. 補助金交付の要件
- 4. 公募から採択までの流れ
- 5. 応募に当たっての留意事項
- 6. 応募書類及び手続
- 7. その他

別紙. 補助事業における留意事項等について

1.LNG・メタノール燃料システム等導入支援事業の目的と性格

〇 温室効果ガスの削減の推進と将来的な地球温暖化対策の強化に貢献することを目的として います。

本事業は、LNG・メタノール燃料システム及びそれと組み合わせて更なる効果を発揮する省CO2技術の導入補助により、CO2排出削減量の拡大及び温暖化対策コストの低減を促し、更なるCO2排出量を削減するLNG・メタノール燃料船が社会に広く普及することにより、脱炭素社会の創出を目指す取組です。

地球温暖化対策計画では、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目

指し更に50%の高みに向け挑戦を続けていくとしており、トラック等と比較して単位輸送量当たりのCO2排出量が少ない輸送手段である船舶においても、2030年度において2013年度比約17%の排出削減が求められています。

船舶分野においては、代替燃料の活用による更なるCO2排出削減が期待されており、CO2削減に加え環境(NOx、SOx)性能等に優れたLNG・メタノール燃料が挙げられています。

しかし、LNG・メタノール燃料船については、国内の導入実績が少なく、導入コストが高い等のため、普及が進み難い状況です。このため、本事業では、LNG・メタノール燃料システムの導入を支援し、業界がノウハウを蓄積することで、導入コストの低廉化を図ることで、LNG・メタノール燃料船の自立的普及を目指します。

また、LNG・メタノール燃料システムと組み合わせて省CO2技術の導入支援も行うことで、 更なるCO2排出削減が可能なLNG・メタノール燃料船の普及を図ることを目的とします。

○ エネルギー対策特別会計による予算です。

本事業は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、使途は国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に貢献するような、再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術開発・実証に限定されています。このため、例えば、非エネルギー起源のCO2排出量の削減、CO2以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC 等)の排出量の削減^{※1}、森林などの吸収源、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する技術開発・実証は、本事業の対象となりません。

※1 エネルギー起源CO2の排出量削減に関する技術であって、CO2以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

○ 採択に係る手順について

本事業により実施する事業は、公募により申請事業者から提案のあった技術開発・実証課題候補を、外部専門家から成る「海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業)審査委員会」において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味がありません。 採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の 感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. 補助対象事業、実施期間、実施体制等

(1) 補助対象事業について

本事業は、上記 1. の目的を達成するため、メタノール燃料による推進に必要な装置(エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム)及びメタノール燃料システムと組み合わせて効果を発揮する省CO2技術の導入に係る事業を対象とします。具体的には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 補助事業に係る船舶について、メタノール燃料システム及び省CO2技術によるCO2排出削減対策によって、比較対象船舶(補助事業に係る船舶と大きさ、船種、航路その他主要目が可能な限り類似しているもの、原則として 2000 年代に建造されたもの)から、10%以上のCO2排出削減率の改善が見込まれること。
- ② 比較対象船舶及び補助事業に係る船舶の運航データを提供すること。
- ③ 補助事業に係る船舶について、内航船の場合、「内航船省エネルギー格付制度」*2に定める格付を取得すること。
- ④ 補助事業に係る船舶にメタノール燃料システム等の導入を行うことにより、日本における メタノール燃料システム等の導入コスト削減が見込まれること。**3

- ※2 5. (4)で定める運航検証の実施の報告までに申請すること。内航船省エネルギー 格付制度への申請に必要な様式等は国土交通省海事局のホームページ※より入手してくだ さい。
 - X https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk7_000021.html
- ※3 補助事業者は、補助事業に係る船舶が外航船の場合、内航船への普及に資する取組を行うことを条件とし、支援を受けることができることとします。

(2) 実施期間等について

令和6年度の補助事業実施期間は2025年3月31日までの間とします。複数年度で事業を実施する場合、補助事業に係る船舶の就航日が2028年3月31日までである事業を補助対象とします。

複数年度で事業を実施する場合、補助事業者は、各年度の事業実施計画をあらかじめ設定することとします。「海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業)審査委員会」において、各年度末に、その進捗状況等の評価を行い、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、前年度末に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

- ※ 補助事業を実施途中で取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることが あります。
- ※ 補助事業において、契約の着手金、前渡し金等を支払う場合は、事業完了の時点で設計、 設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品(設備機器購入、工事実績等)があることが 必要です。

(3) 補助事業者の要件

申請にあたっては、以下の要件を満たすものとします。

- ① 本邦の海運事業者であり、補助事業に係る船舶の所有者(船舶所有者になることを予定している者を含む。以下同じ。)であること。ただし、本邦の海運事業者が船舶を所有している事業者と共同で申請する場合*4も条件を満たすものとします。
- ② 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※4 共同申請について

本邦の海運事業者と船舶の所有者が異なる場合や補助事業に係る船舶が共有の場合は、関係者全員による共同申請としてください。なお、共同で申請する場合には、以下の内容が含まれている申請者間で取り決めた契約書(様式自由)の写しの提出が必要です。

- ・ 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- 申請者間の役割分担の明確化について(代表者の選定も含む)
- 補助事業に係る財産処分制限期間終了まで連帯責任を負い続けることについて
- 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- ・ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方 法について
- 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

(4) 事業の実施体制について

本事業において、上記 1. の目的を達成するため、補助事業者は、事業の実施体制に、メタノール燃料船の建造を行う造船所等及び船舶の運航者(船舶の運航者になることを予定している者を含む。以下同じ。)を必ず含めることとし、応募様式に記載することとします。

なお、財産処分制限期間(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)※に定める耐用年数のことをいう。」以下、同じ。)内に、傭船契約等により船舶の貸付を行うことは、補助事業の実施に必要不可欠な場合にのみ認められます。この場合は、公募申請資料に船舶の貸付内容、理由等を合わせて記載して下さい。

X

 $\frac{\text{https://elaws.\,e-gov.\,go.\,jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M5}{0000040015}$

3. 補助金交付の要件

- (1) 採択件数・予算額・補助率について
 - ①採択件数 5隻程度※5
 - ②予算額 5億円
 - ③補助率 内航中小型船:補助対象経費の1/2以内、その他:1/4以内※6 最終的な実施内容及び交付決定額は、「海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタノール燃料システム等導入支援事業)審査委員会」における審査結果を踏まえて、環境省が国土交通省等と調整した上で決定することとします。
 - ※5 採択隻数は、応募状況により、若干変更があるものとします。
 - ※6 内航中小型船は総トン数10000トン未満の内航船舶とします。

(2) 補助対象経費の区分

補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。 ただし、補助事業に係る船舶の就航後の検証等費は補助対象外となります。

- ・設備費 補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する費用
- ・設計・工費 補助事業の実施に必要な設計、工事に要する費用
- ・検証等費用 補助事業の実施に必要な運航検証等に要する費用

〇補助事業

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱(平成26年4月1日環地温発第1404013号))

<補助事業の経費の区分>

1 区分 2 費目 3 細分	4 内 容
----------------	-------

———	I	,,	
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費を
			いい、これに要する運搬費、保管料を含むもの
			とする。この材料単価は、建設物価(建設物価)
			間査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考
			のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他
			事業との関連を考慮して事業実施可能な単価と
			し、根拠となる資料を添付すること。
			ov Mice of Open Charles
		ツマケ 主	ナス東に末位と悪た光変老に見せて任み始め
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の
			人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水
			産、国土交通の2省が協議して決定した「公共
			工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の
			時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮し
			て事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を
			添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であ
			り、次の費用をいう。
			①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の
			使用料及び派出する技術者等に要する費用)、
			②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要
			な電力電灯使用料及び用水使用料)、
			③機械経費(事業を行うために必要な機械の使
			用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。
		八旭队队员	1
			搬、移動に要する費用、
			②準備、後片付け整地等に要する費用、
			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要
			する費用、
			(4)技術管理に要する費用、
			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
			=+ /2 4/4 +/ 1/2 + 4/4 +/ /= 5 1 1/1
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場
			経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗
			品費、通信交通費その他に要する費用をいい、
			類似の事業を参考に決定する。
			MINISTER TO STEWNEY OF
	1	<u> </u>	

与、法定福利費、修繕維持費、事務用品表信交通費をいい、類似の事業を参考に決定を表示した。 本工事費に付随する直接必要な工事に要必要最小限度の範囲で、経費の算定方法に事費に単して算定すること。 事業を行うために直接必要な建築用、項用その他工事用機械器具の購入、借料、通振付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をうう。 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に更調を経費をいう。また、補助事業者が直接、労務者保険判等の費用をいい、請負政部・事監理及び試験を事監理及び試験を事監理及び試験を事監理及び試験を事監理及び試験を事監理及び試験を事監理及び試験を事業を行うために直接必要な機備、設備を設定している。 事業を行うために直接必要な機備、表述がにより調査、対域を指針の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機備、表述がに購入物の運搬、調整、据付け等する経費をいう。また、補助事業を行うために直接必要な機器、設備システム等に係る意理をは関連を表現している。 事業を行うために直接必要な機器、設備システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業を提合において、記録を表記により調査、、製作、試験及び検査をいい、結算をいい、話算及は委託に対している。 事業を行うために直接必要な事務に要する報に対して次表に定められた事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して次表に定められた率を乗じて				
必要最小限度の範囲で、経費の算定方法に事費に準じて算定すること。 -			一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給 与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通 信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
用その他工事用機械器具の購入、借料、通 据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費 う。 事業を行うために直接必要な調査、測量 本設計、実施設計、工事監理及び試験に要 経費をいう。また、補助事業者が直接、設 資、労務り調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び を行う場合においてこれに要する材料負支 預、労務り調査、測量、基本設計、実施設計 事監理及び試験を施工する場合においてに 費又は委託料の費用をいい、請急設 事監理及び試験を施工する場合においてに 費又は委託料のの運搬、調整、据付け等 する経費をいう。 業務費 業務費 業務費 業務費 業務費 事業を行うために直接必要な機器、設態 システム等に係る調査、設計、製作、試験 検証に要する経費をいう。また、補助事証を 場合においてこれに要するが費費、人件 道光熱費、消耗品費、延信交通であり場合において 場合においてにより調査、、製作、試験及び検証を行う場合において 負費又は委託料の費用をいう。 事業を行うために直接必要な事務に要 会保険料、賃金、旅費、需用費、役務費、 料、使用料及賃借料、消耗品費及び傭品 をいい、内容については別表第3に定め とする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の 金額に対して次表に定められた率を乗じて		付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する 必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工 事費に準じて算定すること。
本設計、実施設計、工事監理及び試験に要経費をいう。また、補助事業者が直接、認測量、基本設計、実施設計、工事監理及びを行う場合においてこれに要する材料費、費、労務者保険料等の費用をいい、請負又託により調査、基本設計、実施設計事監理及び試験を施工する場合においてに費又は委託料の費用をいう。 事業を行うために直接必要な設備及び機構入がの運搬、調整、据付け等する経費をいう。 事業を行うために直接必要な機器、設備を証に要する経費をいう。また、補助事直接、記計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。ま試験及び、場合においてこれに要する材料費、通信交通費その他にる費用をいい、請負又は委託により調査、、製作、試験及び検証を行う場合において、負費又は委託料の費用をいう。 事務費 事業を行うために直接必要な事務に要な機能に対しては別表第3に定め、とする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して次表に定められた率を乗じて		機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬 用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、 据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をい う。
購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等する経費をいう。 事業を行うために直接必要な機器、設備システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業直接、調査、設計、製作、試験及び検証を場合においてこれに要する材料費、人件費道光熱費、消耗品費、通信交通費その他にる費用をいい、請負又は委託により調査、、製作、試験及び検証を行う場合において負費又は委託料の費用をいう。 事務費 事業を行うために直接必要な事務に要する保険料、賃金、旅費、需用費、役務費、料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品額をいい、内容については別表第3に定めるとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して次表に定められた率を乗じて		測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する 経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、 測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験 を行う場合においてこれに要する材料費、労務 費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委 託により調査、測量、基本設計、実施設計、工 事監理及び試験を施工する場合においては請負 費又は委託料の費用をいう。
システム等に係る調査、設計、製作、試験 検証に要する経費をいう。また、補助事業 直接、調査、設計、製作、試験及び検証を 場合においてこれに要する材料費、人件費 道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に る費用をいい、請負又は委託により調査、、 製作、試験及び検証を行う場合において 負費又は委託料の費用をいう。 事業を行うために直接必要な事務に要 会保険料、賃金、旅費、需用費、役務費、 料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品 をいい、内容については別表第3に定める とする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の 金額に対して次表に定められた率を乗じて	設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の 購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要 する経費をいう。
会保険料、賃金、旅費、需用費、役務費、料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品原をいい、内容については別表第3に定めとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して次表に定められた率を乗じて	業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又は システム等に係る調査、設計、製作、試験及び 検証に要する経費をいう。また、補助事業者が 直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う 場合においてこれに要する材料費、人件費、水 道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要す る費用をいい、請負又は委託により調査、設計 、製作、試験及び検証を行う場合においては請 負費又は委託料の費用をいう。
れた額の範囲内とする。	事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の合計金額に対して	6. 5%
2	5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して	5. 5%
3	1億円を超える合計金額に対して	4. 5%

別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのため に必要な労務者に対する社会保険料と事業主 負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び 金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる 資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのため に必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼 増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのため に必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのため に必要な業務の一部を外注する場合に発生す る特殊な技能又は資格を必要とする業務に要 する経費をいう。
		使用料及賃 借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費備 品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

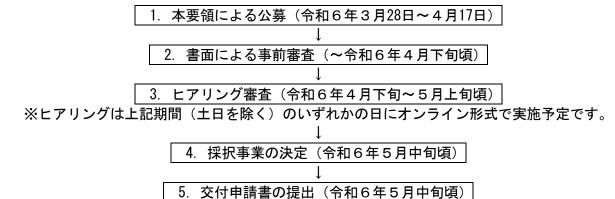
(3)補助対象とならない経費

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設(簡易なものを除く。)にかかる経費
- ・事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- ・学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費

- ・他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

4. 公募から交付決定までの流れ

〇公募から交付決定までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



6. 交付決定(令和6年5月下旬頃)

○書面による事前審査について

応募事業については、各種要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行います。

この過程で、応募事業について、環境省から補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

○審査委員会によるヒアリング審査について

<u>審査に当たっては、審査委員会でヒアリングを行います(その際、提出いただいたプレゼン資</u>料で説明いただきます)。

○審査基準について

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準②、④、⑤及び⑥を満たしていない申請については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。なお、審査基準①、③ 及び⑩は該当がある場合は加点とします。

- ① 補助事業に係る船舶が内航船であるか。
- ②メタノール燃料システム及び省C02技術が妥当であるか。
- ③ メタノール燃料システム及び省002技術が新規性及び波及性を有しているか。
- ④ 補助事業に係る船舶のCO2排出削減率が優れているか(10%以上)。
- ⑤ 補助事業に係る計画が妥当であるか。
- スケジュール、CO2排出削減率等の検証が適正かどうか。
- ・ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ・ 補助事業の実施による国内への波及効果が考慮されているか。 等
- ⑥ 補助事業に係る実施体制が妥当であるか。
- ・ 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有しているか。
- ・ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。

等

- ⑦ 他船へのメタノール燃料システム等の導入コストの削減が見込まれるか。
 - ・ 導入コスト削減に向けた取組が適切か。
- ⑧ 補助事業に係る船舶が脱炭素社会に資するものであるか。
- ⑨ 補助事業が海事分野全体における脱炭素化に資するものであるか。
- ⑩ メタノール燃料システム及び省CO2技術が、労働力不足、労働改善、防災・減災や感染症流行等を踏まえた物流機能の維持等の課題解決に特に資するものとして特筆すべき事項があるか。

○採択の通知及び決定について

事業の採否及び補助額の決定は、審査委員会による審査・議論を基に行います。審査項目毎の 採点結果から総合点を算出し、選定結果が上位の申請者を採択しますが、実施体制等が他の申請 事業又は過去の採択事業と重複した場合、申請件数等に鑑みて上位の申請者であっても不採択と なる場合があります。また、採択された申請者であっても、補助金申請額を減額させていただく 場合があります。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、 実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

採択結果については、補助事業の名称、実施体制及び概要等を環境省及び国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

○交付決定について

採択された申請者は、環境大臣(以下「大臣」という。)に補助金交付申請書を提出していただきます。当該申請に対して大臣が交付決定通知書を発行した時点で、補助事業が開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、環境省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、その変更を踏まえた交付申請でない場合には、交付決定をできない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、補助事業の実施に必要な情報等を環境省が提供することがありますが、情報の内容によっては守秘をお願いすることがあります。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、申請事業の不採択や採択の取消し、補助金交付決定の 取消、補助金の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合 (各配分額の15パーセント以内の流用増減を除く。)、補助事業の内容を変更する場合、補助 事業を中止又は廃止しようとする場合、当初申請時から船舶所有者を変更しようとする場合等は、 事前に計画変更承認書を大臣に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変 更を行った場合は、交付決定の取り消しとなることがあります。

(3) 繰越明許制度について

補助対象経費は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省との協議を前提として、年度内に完了しなかった予算を翌年度へ繰越すことができるものとします。

① 計画に関する諸条件

公共施設の管理者等との実証場所や導入する設備の種類等に係る調整に時間がかかるなど、 計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

② 気象の関係

工事等を開始したのちに、風雪により、作業が難航するなど、工事にあたって不測の日数 を要する場合

③ 資材の入手難

メタノール燃料システムを構成する資材は、汎用機が少なく、必要な資材の確保が困難な 場合

④ 上記以外の事由

事業開始後に生じた事由について、具体的に環境省と協議する場合。

(4) 運航検証の実施について

C02排出削減効果等に係る運航データを補助事業に係る船舶の就航後3年間取得し、データ取得完了後60日以内に環境省に報告を行ってください(報告内容は採択者に別途ご連絡いたします。)。外航船の場合は、日本領域内のデータとします。また、補助対象船舶へのメタノール燃料システム等の導入により、他船への導入コスト削減効果について考察を深め、報告書を提出することとします。このとき、補助対象船舶が外航船の場合は、内航船への波及効果についても記載を行うこととします。なお、報告が無い場合及びC02排出削減効果の実績値が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がございます。また、環境省は関係省庁に提出された成果報告を共有し、本事業の目的のために成果報告の一部を公表することをご了承ください。

(5) 事業概要資料等の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための評価や、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

◇その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱(平成26年4月1日環地温発第1404013号。以下「交付要綱」という。)の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、適化法により処分が行われますので十分留意してください。

6. 応募書類及び手続

(1) 応募資料について

①応募様式

PDF等に変換せずに環境省のメールアドレス (mobility-taisaku@env.go.jp) に送付してください。

②概要資料及びプレゼン資料

PDF等に変換せずに環境省のメールアドレス (mobility-taisaku@env.go.jp) に送付してください。

③承諾書

「5. (4) 運航検証の実施について」を参照して記載してください。提出は、データを環境省メールアドレス (mobility-taisaku@env.go.jp) に送付してください。

④申請者の会社紹介のパンフレット等の会社概要がわかるもの及び直近の過去3年分の財務諸表メール又は郵送で提出してください。送付先は「7. その他」の環境省の連絡先を参照してください。

⑤補助対象経費に係る参考見積等

メール又は郵送で提出してください。送付先は「7. その他」の環境省の連絡先を参照してください。

上記①~⑤の5つの提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つで も提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募 書類の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いします。なお、受付期間 以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けま せん。

(2) 提出期限

締切:令和6年4月17日(水)17:00(郵送の場合は当日消印有効)

(3)注意事項

- ・応募書類様式 のダウンロー ください。
 ・ファイル種別 ・提案書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示
 - Word 2010以降 ○ Power Point 2010以降

できない場合がありますのでご注意ください。

・画像ファイル形式

- ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」 形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画 像等)を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
- ・提案書アップ ロード
- ・応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ問い合わせてください。
- 提案書の修正
- ・提案書類は、期限後の修正を受け付けておりません。不備がある場合 のみ当方から連絡します。
- ・受付状況の確 認
- ・応募書類の受理確認は、電話で行ってください。
- その他
- ・申請者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名(題名)は「令和6年度海事分野における脱炭素化促進事業(うちLNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業)に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

<公募に係る全般的な問い合わせ先> 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温 暖化対策事業室

水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭 素モビリティ事業室

担当:堀井、藪内

E-mail: mobility-taisaku@env.go.jp

<本事業の内容に係る問い合わせ先> 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館9階

国土交通省海事局 海洋·環境政策課

担当:宮岡、阪井

E-mail: miyaoka-s27u@mlit.go.jp sakai-k53d2@mlit.go.jp

【問い合わせの受付期間】 令和6年3月28日(木)~ 令和6年4月10日(水)17時必着

別紙.補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領、環境省所管の補助金等に係る事務処理手引(平成28年4月環境省大臣官房会計課)に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実 に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給及び同法施行令第2条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。補助事業者が 他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点(原則)を以下 に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続に よって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月 10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す(廃棄を含む。)こと等をいう。)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めます。

また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱及び実施要領をご確認ください。

4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に関わる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、補助事業者自身から 調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、ほかの合理的な説明を持って原価と認める場合があります。